**令和６年９月10日**

**横浜市人事委員会**

**委員長　水地　啓子　様**

**横浜市立学校管理職組合**

**執行委員長　黒田由希子**

**横浜市立学校管理職給与・待遇の改善に関する要望書**

**人事院は８月８日に国会と内閣に対して国家公務員の給与について勧告を行いました。勧告の内容は３年連続の月例給・ボーナスを引き上げるという内容です。月例給では民間との較差2.76％を埋めるため11,183円を引き上げ、ボーナスも年0.1月分引き上げるとなっています。**

**30歳台後半までの職員を特に重点を置き給料表を改定するとしていますので、若年層を手厚く処遇し、人材確保を図ることは必要であると思われます。しかし、学校管理職の給与はその責務に見合う金額とは言えません。管理職手当は行政の課長職に合わせて設定されており、県内で最も低い金額のままです。また、「特例任用管理職」の給与は、基本給・管理職手当・義務教育教員手当が30％カットされており、条例通り支給されるのは地域手当と交通費のみです。そのため、月例給の手取りが30万円に届いておらず、管理職を続けたいという意思があっても、続けることが難しい状況です。この状態は、経験豊富な貴重な人材を多く失うことになっています。**

**次の問題点は、管理職から降任した主幹教諭の業務内容が、これまでの経験を生かしたものになっていないということです。特例任用管理職試験に受からなければ主幹教諭として定年まで勤めることになります。その際は、教員配置定数外で、業務繁多な副校長をアシストする仕事や学校経営全般を支える仕事など、管理職としての経験を生かせる業務内容を提供するよう、勧告していただきたいと思います。**

**要望**

**１　学校管理職の基本給を国の勧告を踏まえてアップを図ること。**

**２　学校管理職の管理職手当を国の勧告を踏まえて改善・アップを図ること。**

**３　特例任用管理職の給与・管理職手当・義務教育教員手当の３０％カットを見直すこと。**

**４　特例任用管理職を希望する場合は、定年まで管理職を続けられるように雇用の安定を図ること。**

**５　暫定再任用管理職の給与アップを図ること。**

**６　管理職から降任した主幹教諭の配置を教員配置定数外とし、管理職としての経験を生かせる業務ができるように見直しを図ること。**